

補助金等の見直し基準
(補助金等の透明性、公平性を確保するため)

平成17年9月

矢吹町行財政改革推進本部

補助金等の見直し基準 (補助金等の透明性、公平性を確保するため)

現在、矢吹町における補助金については、矢吹町補助金等の交付に関する規則において申請、実績報告など事務手続きを規定していますが、補助金採択等に関する明確な基準となるものはありません。このため、町に補助金の要望があり、一度予算化されると、事業実績による効果を評価しないまま安易に交付されたり、長年にわたり継続して交付されたりする例が見受けられます。また、補助対象経費については、基準が示されていないことから、本来自己資金にて負担すべきものが補助対象経費に含まれている例も見受けられます。

町民意識の高揚と行政の意識改革の中で、公平性・透明性・公益性を確保するためには、補助金の抜本的な見直しが必要となっていますので、以下の考え方、判断の基準等により補助金等の見直しを行うものとします。

なお、補助金等の支出としての町の関与の要否については、本年7月に定められた「公的関与のあり方に関する基本方針」に基づくものとします。

1 補助金見直しのあり方

(1) 課題

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な町民活動を活性化するなど、町の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきました。

しかし、一方で次のような弊害が見受けられます。

① 補助の長期化による既得権化

いったん補助をはじめると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直せない。

② 交付団体の自立の阻害

交付される団体も補助金への依存を強め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがち。

③ 補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかの確認がおろそかになりがち。

(2) 現補助金の種別とその課題

現在本町が交付している補助金について、便宜上その性格と課題を次のとおり整理する。

① 法令に基づく補助

【性格】法令により義務づけされている補助

【課題】補助金の交付はやむを得ないが、国、県の交付基準があつたとしても、その金額が妥当なものかどうか、事業内容を精査する必要がある。

② 団体運営費補助

【性格】公益上必要と判断される新しい団体の設立に際して、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤がぜい弱であるため、自立できるまでの一定期間、運営費に対して行う補助

【課題】長年補助を受けているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体への運営費補助は、見直しが必要である。

③ 外郭団体(外郭的団体)補助

【性格】公益上必要とされる業務(町業務の代替等)を執行している団体への補助

【課題】外郭団体への補助は、人件費を含むケースが多いことから、人員配置を含め過大になっていないかチェックする必要がある。団体の自主性を尊重しつつ、町が団体の経営方針決定に関与できる体制が求められる。また、各団体の事業運営が適切かつ効率的に実施されているか判断するため、団体内部における監査役員の設置、外部監査の導入等を行うなど団体の経営について透明性を確保するよう指導する必要がある。また②の団体運営補助と類似した課題もある。

④ イベント補助

【性格】イベント(各種大会開催等)に対する補助

【課題】毎年実施しているから例年どおり補助を行うという考えではなく、真に効果があり、多くの町民に波及するようなイベントに対し補助するという視点で、事業内容、補助金の使途について精査する必要がある。

⑤ 事業費補助

【性格】公益上必要となる事業の実施に関する補助

【課題】行政が実施すべき事業を補完するための補助は、その積算費用を適正にする必要がある。助成的補助(建設、物品購入補助等)は、当初導入時の誘引策であり、その期間を見極め、終期を設定する必要がある。扶助的補助は、社会情勢の変化を勘案し合理的基準の検討が必要である。

⑥ 利子補給金

【性格】利子差額を補給することにより事業目的を達成するための補助

【課題】金利の下落によって負担が非常に少ない現状を考慮すると、利子補給率の見直しを中心とした制度の再検討が必要である。

(3) 見直しの視点

① 基本的視点

多様な主体と行政との役割分担を行うためには、まず公共性の有無を判断する必要がある。

補助金を含めた行政サービスの公共性については、公益性と必需性の2つの観点から公共性を判断することを基本とし、以下の個別的指針を加味する。

② 加味する視点

ア 財政的視点

恒常的に交付している補助金、すでに補助目的を達成してしまっている補助金、統合可能な補助金等について見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図るべきである。

イ 補助事業内容重視の視点

事業内容について、公益性の度合い、町民のニーズへの合致、さらに使途の適切さなど、その内容を見直すことにより、単に補助金の削減そのものが目的ではなく、交付事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図るべきである。

(4) 見直し重点項目

① 事業費補助への移行

補助金の交付にあたっては、本来事業費を対象に補助されるべきであり、事業に対する計画が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断された場合に、補助金が交付されるべきである。このように補助対象を明確に事業費に限定することで、補助の効果、必要性を問う事業評価につながる。

② 団体運営費補助のあり方

「①事業費補助への移行」の考えから、団体運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していくべきである。しかしながら、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合への団体運営補助は、本町の目標である「協働」に向けたパートナー育成の観点から、原則外として一部認める必要がある。その際は、終期を定める。

③ 公募型補助金制度の拡充

時代の変化に伴う町民ニーズの多様化が進む中、地域における町民活動への助成要望が増えつつある。「町民との協働」の推進に向け、パートナーとして信頼関係を保ちつつ活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成は、重要性がますます高まっている。

④ 終期の設定(サンセット方式の確立)

補助が長期間にわたる場合、既得権化等の様々な課題が表出してくる。そのため補助金については、適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。

新たな補助金については、開始時に、既存の補助金は改めて終期を設定する。なお、終期は通算3年以内を原則とする。

2 補助金の交付と見直しに関する基準

前章の「補助金見直しのあり方」を受けて、本町の補助金制度をあるべき姿としていくために、以下の基準と方針に基づいた補助金制度の運用を行うものとする。

(1) 補助金交付基準【別表 1】

地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることになっている。公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければならない。この視点に基づき、多種多様な補助金について公平性を確保し補助金を交付（審査）するための基準。なお予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度この基準に基づき審査決定する。

(2) 補助金見直し基準（通算 3 年超の補助金の判断基準）【別表 2】

終期設定の原則から、補助金は通算 3 年以内で交付を終了する。しかしながら継続する必要が認められる場合もあり、補助金については、通算 3 年経過した際に改めて見直しを行う必要がある。その継続、廃止等の見直しのための判断基準。なお補助金見直し基準は、補助金交付基準を踏まえ適用する。

3 負担金等の交付と見直しに関する基準

(1) 負担金等に関しては、前章までの補助金の規定等に準じて取り扱うものとする。

(2) 参画・負担の可否

- ①原則、単なる情報収集を目的とする参画はしないものとする。
- ②原則、研修を目的として職員が組織する団体に対する負担はしないものとする。
- ③情勢の変化により目的の妥当性がなくなったものには、参画しないものとする。
- ④初期の目的が達成されたものには、参画しないこと。

【別表 1】補助金交付基準

内 容	項 目	説 明
判 断 指 針	(1) 事業の公共性 (必需性、公益性)	① 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供することのないもの。 ② 行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの。 ③ 地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。
	(2) 事業の効果性 (有効性・効率性・適時性)	① 補助金の交付に対して効果が認められること。 ② 事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること。 ③ 多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。 ④ 社会情勢から時宜を得ていること。
	(3) 団体等の適格性	① 団体等の会計処理及び用途が適切であること。 ② 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
補 助 対 象 経 費	(1) 事業費対象の原則	① 団体運営経費にかかる補助は原則対象としない。(ただし、1(4)②に規定する新規団体に対する場合は除く) ② 現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。 ③ 調査研究に係る事業のうち、直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。
	(2) 補助率・補助単価の明確化の原則	① 補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定する。
期 間	(1) 終期の設定の原則	① 町単独補助金は、原則として通算3年以内で交付を終了する。 ② 国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお補助期間内であっても必要に応じ見直す。

【別表2】補助金見直し基準(通算3年経過後の補助金に関する判断基準)

方向	項目	見直し手法、内容等
継続 (見直しを含む)	(1) 法令等により補助の実施が義務付けられているもの。	経費精査
	(2) 国、県の補助金を財源の一部として当てる事業のうち、町の負担が義務的であるもの。	経費精査 ※ 国県補助終了をもって廃止
	(3) 他市町村との協議等により町の負担が決定しているもの。	経費精査 ※ 他市町村との協議
	(4) 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの。	経費精査
	(5) 「補助金交付基準」(別表1) に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの。	経費精査
廃止	(1) 既存の団体運営経費に対する補助。	廃止(場合により事業費補助金への切替等)
	(2) 施策の浸透、普及等により、補助目的が達成された。	廃止
	(3) 社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(4) 長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの。	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(5) その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助するもの。	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
費目変更	補助金になじまない事業(町の直接経費での支出)。	委託費、報償費等の検討(場合により年次縮減、終期設定等)
統廃	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果があがるもの。	経費精査+同一団体に対する場合及び同一趣旨の統廃合